

準会員(特定社員)の変更登録申請手続について

日本公認会計士協会

登録を受けた事項に変更が生じたときは直ちに変更の登録を申請しなければならない(公認会計士法第34条の10の13、会則第30条) ことになっておりますので、次の要領により変更登録申請書を御提出ください。

1. 申請書について

- (1) 申請書の記載については別記の記載例を参照の上、かい書で正確に記載すること。
また数字は原則として算用数字で記載すること。
- (2) 本籍及び住所等の記載には、都道府県名も記載すること。
また、番地等の記載には連字符号(ハイフン)等を使用しないこと。
(例) 可 ○○町1丁目2番3号
不可 ○○町1-2-3、又は1の2の3
- (3) 申請書は1通提出すること。なお、郵送するときは、必ず書留等の記録付にすること。
- (4) 変更登録申請書の別紙には、変更後の登録事項のすべてを記載すること。
- (5) 記載事項を訂正(削除、加入)したときは、必ず訂正等の個所の欄外に何字訂正(削除、加入)と書き訂正印(届出印と同一のもの)を押すこと。
なお、訂正等のない場合でも、申請書及び別紙の欄外に捨印を押しておくこと。
捨印がなく、訂正すべき箇所があった場合は返却しますのでご了承ください。
- (6) 氏名又は本籍を変更したときは、その事実を証する「戸籍抄本(従前戸籍が記載されているもの)」を添付すること。
氏名変更の場合には、旧氏名及び旧氏名印鑑で申請すること。
また、住所を変更したときは、その事実を証する「住民票(従前履歴が記載されているもの。マイナンバーの記載されていないもの※。)」を添付すること。

※マイナンバー(個人番号)の記載のある書類は絶対に添付しないでください。
添付された場合には、書類の受付ができませんので、書類一式を返送させていただきます。
※フリクション等の消せるボールペンの使用は厳禁とします。

2. その他

(1) 提出先

〒102-8264 東京都千代田区九段南 4 丁目 4 番 1 号
日本公認会計士協会 総務本部 会員登録グループ

(2) その他、変更登録申請手続についてご不明の点がありましたら、総務本部会員登録グループ（電話 03-3515-1122）にお問い合わせください。

以 上

[記載例]

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事由
氏名	東京太郎	大阪太郎	令和××年 ×月×日	改姓
本籍	東京都中央区銀座 ×丁目×番地	大阪府大阪市中央区北浜 ×丁目×番	令和××年 ×月×日	転籍
住所	東京都中央区銀座 ×丁目×番地	東京都千代田区九段南 ×丁目×番×号	令和××年 ×月×日	移転
主として執務する事務所の名称	〇〇監査法人 大阪事務所	〇〇監査法人	令和××年 ×月×日	転勤
主として執務する事務所所在地	大阪府大阪市中央区 安土町×丁目×番×号 〇〇ビル	東京都千代田区九段南 ×丁目×番×号 ××ビル	令和××年 ×月×日	転勤



特定社員登録規則別紙様式第3号(第5条第1項関係)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

氏 名



変更登録申請書

特定社員登録規則第2条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、同規則第5条第1項の規定により、変更登録の申請を致します。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事 由

以 上



別 紙

(ふ り が な) 氏 名		年 月 日生
本 籍		
住 所		〒
所属する監査法人の名称		
主たる事務所の所在地		
主として執務 する事務所	名 称	
	所在地	

(注意事項)

- 1 申請書は、かい書で正確に記載すること。
- 2 申請書を郵送する場合には、書留で郵送すること。
- 3 申請書には、変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りではない。



年 月 日

日本公認会計士協会御中

登録番号 第 号

氏 名



電話番号等変更届

下記の通り電話番号・FAX番号・郵便番号・郵便送付先に変更がありましたので、お届けいたします。

記

変更事項		変 更 前	変 更 後
事務所	電話番号	()	()
	FAX番号	()	()
	郵便番号		
住所	電話番号	()	()
	郵便番号		
郵便物の送付先		〒	〒

以 上

(注) 変更登録により電話番号及び郵便番号に変更の生じたときには、この用紙に該当事項を記載し、変更登録申請書と一緒に御提出してください。